

報道発表



令和8年6月6日

世界遺産に推薦中の「飛鳥・藤原の宮都」に係る イコモスによる評価結果及び勧告についてお知らせします（概要）

我が国が世界遺産へ推薦している「飛鳥・藤原の宮都」について、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議）による評価結果及び勧告の内容の要約を、概要としてお知らせします。併せて、イコモスによる評価結果及び勧告に対する文部科学大臣の談話をお伝えします。

1. イコモスの評価結果及び勧告について

- 「飛鳥・藤原の宮都」については、「記載」が適当との勧告がなされました。（詳細は別添参照）

（参考1）イコモス（国際記念物遺跡会議）

ICOMOS（International Council on Monuments and Sites）。文化遺産の保存・修復等を行う国際非政府組織（NGO）。1965年設立、本部パリ。

（参考2）イコモス勧告の4つの区分

記 載：世界遺産一覧表に記載。

情報照会：追加情報の提出を求めた上で、翌年の委員会以降の審議に回す。

記載延期：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定を行い、推薦書の再提出が必要。

不 記 載：世界遺産一覧表に不記載。

2. 今後の予定について

- 第48回世界遺産委員会（令和8年7月19日～29日、韓国・釜山）において、上記イコモスの評価結果及び勧告を踏まえ、世界遺産への登録審議が行われる予定です。

＜担当＞ 文化庁文化資源政策・記念物課

文化遺産国際協力室長 則本 浩佑

主任文化財調査官 西 和彦

文化遺産国際協力室長補佐 高田 淳子

世界文化遺産推薦係主任 柿澤 聖奈

電 話：03-5253-4111（代表）内線 2414、2877

イコモスの評価結果及び勧告の概要 (「飛鳥・藤原の宮都」)

1. 価値について

1-① 比較分析について

イコモスは、正当な比較分析がなされていると考える。

1-② 評価基準の適用について

イコモスは、資産が評価基準 (ii) および (iii) を満たしていると考ええる。
また、構成資産の選択は適切であり、シリアル推薦は妥当である。

1-③ 完全性について

イコモスは、シリアル推薦全体及び個々の構成資産の完全性はいずれも満たされていると考える。

1-④ 真実性について

イコモスは、シリアル推薦全体及び個々の構成資産の真実性はいずれも満たされていると考える。

1-⑤ 範囲について

イコモスは、資産範囲及びバッファ・ゾーンの範囲は適切であると考ええる。大和三山（畝傍山、耳成山、香具山）の重要性はインタープリテーション計画において明記され、重要な視覚軸が視界範囲分析、遺産影響評価、その他適用可能な手法により守られることを提案する。

2. 保存・管理について

2-① 資産に影響を与える要因について

イコモスは、資産に与える主な懸念は、バッファ・ゾーンにおける住宅開発・インフラ開発、営農活動、自然災害及び自然の劣化であると考ええる。ただし資産は適切に管理されており、これらの要因に対してもすでにモニタリング体制が敷かれている。

2-② 保全手法とモニタリングについて

イコモスは、記録・保全手法・モニタリング手法のいずれも適切であると考ええる。石舞台古墳の近傍を走る自動車交通について、振動による影響を評価するこ

とが有効であるとしている。また、高松塚古墳・キトラ古墳の壁画に関しては、壁画を移動させる安全な手法についての調査研究も行うべきだと提案する。

2-③ 保護措置と管理について

イコモスは、各資産は法的に保護が担保されており、来訪者管理や構成資産同士をつなげる解説など、効果的な管理がなされていると考える。藤原宮跡については、可能な限り早期に全域が史跡指定されることを勧める。また、各自治体の防災計画に基づいて、資産全体のリスク対策・防災戦略を構築することが有益であるとする。さらに、地域住民や信仰にかかる組織などのコミュニティがよりこの管理体制に参画できるよう努めることを提案する。

3. 勧告

イコモスは、評価基準 (ii)、(iii)の下に世界遺産一覧表に記載することを勧告する。

追加的勧告

イコモスは、締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。

- a) 大和三山の藤原京の場所選択における重要性が、インタープリテーション計画において認識され、重要な視覚軸が視界範囲分析と遺産影響評価によって守られることを確実にすること、
- b) キトラ古墳（資産 018）及び高松塚古墳（資産 019）より取り外された重要な壁画の保存及び原位置復帰に関する科学研究を継続すること、
- c) 藤原宮跡（資産 013）の史跡指定のできるだけ早い完遂のために、必要な協議プロセスを継続すること、
- d) シリアル資産全体の具体的なリスクへの備え及び危機対応戦略を策定し、管理システムを通じて実行すること、
- e) 近傍の交通がその保存に影響を与え得る資産について、振動を監視すること、
- f) すでにあるインタープリテーション戦略を基に、実施方針・計画をさらに改善し実行すること、
- g) 地元住民及び社寺の利用者の権利が、どのように管理計画に効果的に組み込まれるのか明確にすること。

「飛鳥・藤原の宮都」のイコモス評価結果及び勧告 に係る文部科学大臣談話

今般、我が国が世界遺産登録を目指している「飛鳥・藤原の宮都」について、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議）により、世界遺産一覧表に「記載」されることが適当である旨の評価を受けました。

我が国の貴重な文化遺産が国際的に高い評価を受けたことを大変喜ばしく思うとともに、地元をはじめとする多くの関係者の皆様の努力に敬意を表します。

19件の構成資産全てについて特段の留保もなく、登録の評価を受けたことは、ほぼ満点と言える勧告を頂けたものと考えます。これは、長年にわたる文化遺産保護の取組を基盤に、その価値を海外の専門家にも理解頂けるよう文化庁、関係自治体及び関係省庁が緊密に連携して推薦書の作成やイコモスの審査に対応してきたことが今回の高い評価につながったものと認識しています。

文部科学省としては、引き続き、貴重な文化遺産の次世代への継承に取り組むとともに、本年7月に韓国で開催される世界遺産委員会において、イコモスの評価結果及び勧告のとおりに「飛鳥・藤原の宮都」が登録されるよう、関係自治体及び関係省庁とも連携のもと、全力を尽くしてまいります。